

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

河原 梓 水

はじめに

石上英一氏は、石母田正氏のいわゆる「東夷の小帝国」論を継承し、夷狄の消滅について論じた^①。即ち、いわゆる三十八年戦争終結後、国家の版図は拡大し、辺境の夷狄の世界が基本的に消滅してしまふ。華夷秩序を担うべき夷狄が消滅したことにより、これ以後日本型華夷秩序は空洞化し、(小)帝国構造は観念的次元のみで維持されるようになるという。しかし、これは事実であろうか。

近年、熊谷公男氏によって、弘仁二(八一)年の征夷の終息は、国家の勝利による蝦夷問題の解決ではなく、それまでの軍事的強硬路線から、現地の親国家的蝦夷に支配を委ねるやり方へと支配方式が転換したものであったということが明らかにされ、通説的見解となっている^②。平安初期の征夷の終結は、国家が版図の拡大に満足したが故のものではなく、直接支配の挫折であり、蝦夷はそれ以後も依然として夷狄として存在していた。

石上氏は、九世紀後半に起こる元慶の乱については例外としたが、近年、承和・斉衡年間の騒乱もまた大規模なものであったという説が出されている^③。これらの争乱をすべて例外と考えることはできない。したがって、九世紀の蝦夷支配はいよいよ内民化の完了とは言いがたい状況であ

り、石上氏の言う夷狄の消滅は、歴史的事実ではないと言わねばならない。

それでは、夷狄の消滅による帝国構造の空洞化(矮小化)という見通しは、いかに再検討されるべきだろうか。九世紀以降の国家の蝦夷観、蝦夷支配策は、いかに位置づけ直されるべきなのか。矮小化された帝国構造が維持される観念的次元とは、主として儀式の場が想定されている。また、蝦夷の宮廷儀式への参加形態は、三十八年戦争を境として大きく異なっており、国家の蝦夷支配の変質を反映したものと考えられる。従って本稿では、宮廷儀式における蝦夷の役割の変質を再検討することで、九世紀以降の蝦夷支配の展開を考察することとしたい。

なお本稿では、蝦夷は俘囚を包括する概念として用いたが、史料解釈の際には史料中の表現を優先している^④。

一、問題の所在

中央における蝦夷の儀式参加に関する研究は、奈良時代とそれ以前に關しては、今泉隆雄・熊谷公男氏等によってかなりの部分が明らかにされている^⑤。九世紀以降に關しては、林屋辰三郎氏、弓野正武氏によって基礎的な研究がなされて以後、近年まで専論が無くあまり活発とは言

がたい状況であったが、二〇〇七年に永田一氏によって専論が発表され、また同年鈴木拓也氏が桓武朝の隼人政策と俘囚の節会参加を関連させた論考を発表された。^⑦

弓野氏の研究は、基本的事項を網羅した上で、林屋氏の研究をさらに深化させたものであり、この分野においての到達点的研究である。永田氏の研究は、俘囚と隼人、吉野国栖それぞれの節会の参加形態を解明するもので、隼人政策と俘囚の比較を論じた鈴木氏といい、蝦夷以外の比較研究が専ら進められている状況である。

諸氏の見解は細部において異同があるものの、これらの儀式参加は中華思想に基づいた服属儀礼であって、帝国構造を維持するために国家が蝦夷らに強制したと考える点において一致している。そして九世紀以降においては、三十八年戦争開始後途絶えていた蝦夷の上京朝貢が、戦争終結後に形を変えて復活したものと、漠然と捉えられてきている。^⑧

しかし、八世紀以前の儀式参加が、陸奥出羽の蝦夷が上京して朝賀に参加するという朝貢色の強いものであったのに対し、九世紀、具体的には弘仁年間以降では、畿内近国の移配蝦夷に対象が変化し、参加する儀礼も節会が主体となつてゆく。それぞれの儀式参加が、政策的に連続するものであるのか否かは、慎重に検討する必要がある。以下先学に導かれながら基本的事項を確認し、問題の所在を明らかにしたい。

陸奥出羽の蝦夷の入朝は、宝亀五年（七七四）を最後に停止される。以後イレギュラーな入朝を除き、陸奥出羽の蝦夷による中央での儀式参加は途絶える。その後、三十八年戦争が終結した後の弘仁三年（八一二）、夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下尔散南公独伎・播磨国印南郡権少領外従五位下浦田臣山人等の三人が、特に「節会入京」を許され、同六年正月丁亥（十五日）条において、「制、摂津・美濃・丹波・播磨等国夷俘、身帯三五品、願見節会者、与三国解放之。自余不在放例」と、

さらにいくつかの国の蝦夷が節会に参加することを許され、再び宮廷儀式に蝦夷の姿がみえるようになる。^⑨

この二史料だけでは彼らがどの節会に参加したのかわからないが、延喜太政官式、俘囚夾名条に「凡正月七日、十一月新嘗二節、預給禄俘囚交名、別紙而奏。雖帶五位一、猶同此例。」と見え、『延喜式』段階においては、俘囚は七日節会と新嘗会に参加し、禄を給わることが定例となっていたことが知れる。

ただし、『内裏儀式』、『内裏式』、『儀式』には規定を見ることはできず、弘仁年間にみえる節会参加がいつごろ定例化したのかは検討が必要である。

八世紀の朝貢蝦夷は基本的に、朝賀に参列し、その後いくつかの節会、特に踏歌節会に参列して帰郷する、という形をとる。和銅三年（七一〇）正月の場合、壬子朔（一日）条に「天皇御大極殿受朝。隼人蝦夷等、亦在列。」とあり、蝦夷が朝賀に参列したことがわかる。そして続く丁卯（十六日）条には、「天皇御重閣門、賜宴文武百官并隼人、蝦夷、奏諸方楽。従五位已上賜衣一襲。隼人蝦夷等、亦授位賜禄各有差」とある。後者の宴が踏歌節会であったことは、その月日と、『類聚国史』がこの記事を「踏歌」に分類している点からみて明らかである。^⑩ 新嘗会に参加している事例は一例もみえない。

九世紀になると、朝賀参加の実例がみえなくなる。朝賀は仁明朝以降衰退するため、『延喜式』に規定が無いことはさほど不思議ではないが、実例が一例も見えない事実は問題である。しかし、先行研究では後述する理由から、実際は参加しており、しかも早い段階で定例化されたとする見解が主流である。^⑪

以下、この見解を再検討した上で、移配蝦夷が参加した節会の種類と、その形態はいかなるものか、そして、儀式参加は、国家と蝦夷、それぞ

れにどのような意義があったのか、という点を検討してゆきたい。

二、移配蝦夷と朝賀

先行研究では、最も服属儀礼的要素の強い朝賀への参加を、八世紀との連続という面で重視している。そのため議論はこちらが中心となり、具体的に史料の残る節会への参加の意義は、それほど重視されていない。ただし、前述のように九世紀以降、蝦夷が朝賀に参加したという直接的な史料はない。朝賀参加の根拠となっているのは、以下の史料である。煩雑になるが全文を掲げる。

『法曹類林』卷百九十七、公務五、承和七（八四〇）年二月十七日条

問。承前之例、祢宜并郡司及俘囚等大夫、此三色不載五位歷名。参入朝拜之日、不齒朝廷之大夫、持列末位。而頃年間、以授位先後雜居朝堂。稍尋理致、事乖故実。何則式部省式曰、凡五位已上歷名、及補任除目、并年中宣旨、並每色抄写熟紙以為長案。但郡司及俘囚五位歷名、作別卷。俘囚位祿文、亦准此。又承和六年九月廿五日格云、凡外五位資人成選、以八年為限。但神宮司・祢宜・祝・国造・外散位及郡司・夷俘等類、以二十年為限者、檢如文。承前所行、非無其義。先前事不忘、是後事之師也。承搜求法意、用積疑滯。

承和七年二月十七日

大内記清内御園

答。選叙令云、凡初位以上長上官遷代、皆以六考為限。又云、散位以八考為限。又云、叙郡司・軍団皆以十考為限。其外散位者以十二考為限者。案須長上及散位得内考者、皆叙同位。郡司・軍団及外散位得外考色、並授外位上。而得内考叙外

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

位者、此時处分非三法令意。故別式云、郡司及俘囚五位歷名作別卷者。今内考之人得外五位、与外考之色得外五位。品秩別殊、何無差別。然則承前之例、事為穩便。

大判事讚岐朝臣永直

諸氏はいずれも、傍線部の記述を以て、俘囚の朝拜（朝賀）への参加が承前之例とされていると解釈し、他史料には見えないものの、俘囚は朝賀に参加していたのだろうと推測している。鈴木氏は、弘仁六年の俘囚への節会入京許可からほどなくして、移配蝦夷による元日朝賀と節会への参加が定例化したとされる。

しかし、ここで承前之例とされているのは、正確には「祢宜ならびに郡司、及び俘囚等の大夫が朝拜に参入すること」ではなく、彼らが朝拜に参入した際、「朝廷の大夫と列を等しくせず、特に末位に列すること」である。この違いは、後半の問答の意味を正しく解釈するためにも重要である。問答で問題となっているのは、頃年の間、授位の先後、祢宜・郡司・俘囚らと朝廷の大夫が朝堂においてともに居することである。以下式部省式と成選に関する格が引かれ、五位以上即ち、「朝廷の大夫」と郡司・俘囚の差異が、歴名や考限の別によって示されていることから、叙位における序列の乱れについて論じていることは明らかである。

八世紀の事例にはなるが、和銅三年（七一〇）に入朝した蝦夷らは朝賀に参列した後、十六日の踏歌節会において叙位されており、叙位の場合は朝賀に限らず、むしろ八世紀においては多くが十六日踏歌節会の場においてなされている^⑤。また、延暦年間以降、叙位は正月七日の節会に固定される。この点を踏まえれば、ここでの授位の先後の問題として挙げられている「朝拜」は朝賀そのものを指しているのではなく、節会の場でこのことでもあった可能性は十分考えられる。朝拜参入はあくまで一事例

として挙げられているだけであり、この記述を以て、承和七年までに蝦夷の朝賀参加が定例化していたとまでは言えないだろう。

さらに、当時の国家の朝賀に対する意識をみてみたい。

『類聚国史』卷七十一、朝賀、弘仁七（八一六）年五月己卯（十四日）条

式部省言、依延暦廿一年正月七日勅、賀正不参五位已上莫預^三節^一。夫事^レ君之道、高卑惟同。懲^レ殿之罪、理須^三画^一。而今唯責^二五位已上^一、不^レ責^二六位已下^一。因^レ茲至^二十日肝^一、無^レ人^三引進^一。伏請、自今以後、奪^二春夏之祿^一、肅^二不会之意^一。則朝儀有^レ序、憲章不^レ墜者。許^レ之。

延暦二十一（八〇二）年正月七日勅によると、賀正（朝賀）に不参の五位以上は、元日・七日・十六日の三節に預かることができないうことだった。しかし五位以上だけを責めるのは問題なので、弘仁七年に至って範囲を六位以下にまで広げ、参賀しない者には春夏の祿を与えないということを決めている。

九世紀において節会で賜与される祿が官人の収入の中で重要な位置を占めていたことは、饗場宏・大津透両氏の研究によって明らかにされている¹⁶。この規定は、当時の官人にとって、朝賀よりも祿の支給される正月三節が重視されていたことを物語るとともに、罰則規定を設けてまで朝賀の威容を整えようとする国家の姿勢を読み取ることができる。

神谷正昌氏は、罰則規定の初源が延暦年間に遡ることを以て、弘仁期の儀式整備は桓武朝の政策を継承・発展させたものであるとされている¹⁷。そして、朝賀への厳しい姿勢は、天皇を中心とする君臣上下関係秩序の強化策であると位置づけられる。

神谷氏の指摘のように、朝賀は君臣秩序を強化するとともに、八世紀以前においては、蝦夷や蕃客などがしばしば参加し、いわゆる日本型華夷秩序を可視化する大規模な国家的儀礼であった。蝦夷は華夷秩序を体現

する存在として、原則毎年陸奥・出羽から上京し、儀式に奉仕した¹⁸。九世紀においても蝦夷にこれらの役割が期待されていたとするならば、当然朝賀への参加が期待されたはずであろう。しかしながら、弘仁三年・六年に、実際に蝦夷に許可されたのは、あくまで節会への参加である。

『日本後紀』弘仁三年正月乙酉（二十六日）条

夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下尔散南公独伎・播磨国印南郡権少領外従五位下浦田臣山人等三人、特聽^二節会入^一京。

弘仁六年正月丁亥（十五日）条においても、「身帯^三五品^一、願^レ見^二節会^一者、与^二国解^一放^レ之。」とあり、あくまで節会への参加を問題としているのである。そして『延喜式』にはこの事実と対応して、節会への参加規定があるのみである。

弘仁期の国家が蝦夷らを儀式に参加させることで、八世紀と同じく帝國構造を再生産しようとしたならば、まさに威儀を整えようとしている朝賀に参加させようとしたと考えられるが、実際にはそのような様子は見られない。もし蝦夷が朝賀に参加したとすれば、それは前出の弘仁七年五月十四日条の規定により、節会に参加するための副次的な行為としての参列であると考えられる。

以上を踏まえるならば、九世紀における蝦夷には、もはや宝亀五年以前の朝貢のような、日本型華夷秩序の体現といった役割は求められていなかった可能性が高い。移配蝦夷の節会参加は、それ以前の服属儀礼的意図を持ったものではなく、全く別の理由で節会に参加したと考えるべきではなからうか。

三、儀式の参加形態の変質とその背景

移配蝦夷の節会参加が、それ以前の服属儀礼的意図を持ったものでは

ないと考えられる傍証の一つに、彼らの節会への参加形態が挙げられる。これらは弓野氏・永田氏によって明らかにされているが、儀式での蝦夷は夷狄の衣服を着用することも、風俗を奏することもなく、およそ「夷狄」らしく振る舞うことが無いのである。

移配蝦夷の参加形態は、『西宮記』巻一、七日節会装束記文、巻六、辰日新嘗祭豊明賜宴事・新嘗会、『北山抄』、『江家次第』七日節会装束・新嘗等から知ることができる。

『西宮記』七日節会装束記文では、「装束記文云〈元日会〉、建礼門内東西腋各立三七丈幄一字、敷座〈東国栖料、西俘囚料〉とあり、俘囚は国栖と並んで建礼門内に座を設けられたことがわかる。「元日会」という割書について『青森県史』は、「元日節会で俘囚の幄舎を建てた例は見えず、七日白馬節会の誤りであろう」としており、従いたい。

『江家次第』では、新嘗会においても俘囚のための幄が設けられたことが記される。

また、『西宮記』巻六の辰日新嘗祭豊明賜宴事では、「次左近陣進俘囚見参、式部録進諸大夫見参。外記挿諸大夫見参并俘囚見参・目録等於書杖、於左近陣座奉覽大臣訖。」とあり、新嘗会では、「内弁下殿見見参。〈左近陣進俘囚見参。式部進諸大夫見参、外記伝取挿一杖、覽内弁。内記以宣命覽内弁。内弁見了、加俘囚夾名給外記。外記挿一杖候階下。旧例着宜陽殿見云々。〉とあるので、節会において俘囚の見参が提出されたことがわかる。

七日節会においても豊明節会においても、俘囚は建礼門内、すなわち承明門外に幄を設けられ、見参を提出していたことがわかるが、それ以外の振る舞いをした形跡は全くみられない。弓野氏はただ参加することのみに何らかの意味を付与されていたかのように述べられる。

建礼門と承明門の間という場所（豊楽殿で行われる場合は豊楽門と儀鸞門

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

の間)は、節会の主要な参加者である天皇、官人からは全く見ることでできない場所である。同じように座を設けられる吉野国栖の場合は、国栖奏を行う際に門内に参入するが、俘囚は一切参入しない。おそらくこのことが原因で、時代が下ると俘囚の存在は貴族の間でかなりあまいなものとなると弓野氏は指摘される。

『小右記』長元五年(一〇三二)正月八日条

宰相中将云、昨日建礼門内東腋幄事、彼是鬱□。右大弁経頼云、六位座也。左宰相源中将(頭基)、所云相同。注西宮記者。余云、俘囚幄欵。聊有所聞。今日有次、示左宰相源中将。其後頼省(有力)問送事。後日尋見外記日記、立三文幄二字(卯酉カ)為妻、一字為吉野国栖座、一字為俘囚座(主(者カ)。已合愚案。是聞古伝而已。不可示左右之事(合カ)二亜将一畢。白馬節会の際、建礼門内の東腋の幄が、誰の座であるのか議論になつてゐる。六位の座か俘囚の座かで意見がわかれ、後日外記日記をみると、一字が吉野国栖の座で、もう一字が俘囚の座であることが分かった、というものである。節会中にも姿が見えず、わずかに見参のみでその存在が知られるような参加形態であれば、このような事態に至るのはやむを得ないだろう。

このような参加形態で、彼らが服属を示し、日本型華夷秩序を表現することができたかはなほ疑問である。むしろ、国家の消極的姿勢を読み取るべきではなからうか。この点からも、九世紀の蝦夷の儀式参加がそれ以前と大きく異なる性質のものであることがわかる。では、このような変化が起こった背景とはどのようなものか。

延暦年間後半以降、国家の重要課題として急遽浮上したのが、移配蝦夷支配の困難さである。

『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符

五七

太政官符

応^レ免^二俘囚調庸^一事

右得^二大宰府解^一称、所管諸国解称、件俘囚等、恒存^二旧俗^一、未^レ改^二野^一心^一、狩漁為^レ業、不^レ知^二養蚕^一。加以居住不^レ定、浮遊如^レ雲。至^レ徵^二調庸^一、逃^二散山野^一。未進之累、職此之由。望^レ請、免^レ徵^二正身^一、至^二于蕃息^一、始^レ徵^二課役^一。然則俘囚漸習^二花俗^一、国司永絶^二後煩^一者。府加^レ覆檢、所^レ陳有^レ理。謹請^二官裁^一者。大納言從^二三位神王宣、奉^レ勅、依^レ請者。諸国准^レ此。

延暦十七年四月十六日

諸国の俘囚の調庸を免除することを命じた官符であるが、傍線部において俘囚は、旧俗を存し野心を改めず、狩猟を生業とし養蚕を行わないこと、居住地不定で調庸を徴収しようとする山野に逃散することなど、国家の方針に極めて非協力的であった様子が示されている。結果的に、国家は大宰府の申請を許可し、俘囚の調庸を一代に限って免除せざるを得なかつた。²¹⁾

『日本後紀』弘仁三年六月戊子(二日)条

勅、諸国夷俘等、不^レ遵^二朝制^一、多犯^二法禁^一。雖^二彼野性難^レ化、抑此教諭之未^レ明。宜^乙折^下其同類之中、心性了^レ事、衆所^二推服^一者一人上、置為^二之長^一、令^甲加^二捉搦^一。

蝦夷の節会参加が許可されたのと同年、諸国に夷俘長が設置される。この頃の諸国夷俘は、朝制を遵守せず、多く法禁を犯し、教化し難い状態であったことが述べられ、彼らを従わせるために、同じ蝦夷の中から推服者を選んで長としたとある。

移配蝦夷のこの状態は深刻であつたらしく、弘仁五年(八一四)には実際に雲国で俘囚の乱があつたことが史料に見える。

『類聚国史』卷一九〇、風俗部俘囚弘仁五年二月戊子(十日)条²²⁾

夷第一等遠胆沢公母志授^二外從五位下^一。以下討^二出雲叛俘^一之功^上也。同弘仁五年五月甲子(十八日)条

免^二除出雲国意宇・出雲・神門三郡未納稻十六万束^一。縁^レ有^二俘囚乱^一也。

このような政情不安の原因として、移配蝦夷の急増が考えられている。今泉隆雄氏によれば、延暦十三年(七九四)を画期として、蝦夷移配が本格的に行われるようになるという。²³⁾ 蝦夷の移配がこの時期より本格化したとは筆者は考えないが、三十八戦争に伴う大規模な戦闘により、捕虜の数が増え、移配人数が急増したことは十分考えられる。²⁴⁾ 今までにない多数の移配は、文化の異なる人々を大量に受け入れることになった現地の百姓との間に摩擦を起すことは当然として、既に諸国に移配され、現地で既得権益を築きつつある俘囚を刺激しただろう。出雲国で起きた俘囚の乱が、他ならぬ俘囚によって鎮圧されたことを想起したい。²⁵⁾

このような移配蝦夷支配の動揺を背景に、懐柔策を中心とした多くの施策が定まったのが延暦年間後半〜弘仁年間という時代である。²⁶⁾ この時期に、国家が自らは積極的でない、移配蝦夷の節会への参加を認めたことは、これらが蝦夷側の希望であり、懐柔策の一環であつた可能性を示唆する。

彼らの節会参加を認めた弘仁三年正月乙酉(二十六日)条・同六年正月丁亥(十五日)条は蝦夷の申請を許可するという形を取っている。従来、この表現は国家側の演出であり、その実質は強制参加であつたとの見方がされてきた。²⁷⁾ しかし、先に検討したように、彼らの節会への参加形態から服属行為は読み取れない。そして、当時の官人が節会参加による経済的恩典を重視していたことを踏まえれば、節会への参加が懐柔策になることは十分考えられる。また、親国家的な蝦夷の場合、門外とはいえず天皇と同じ空間を共有し、禄を賜ふことの象徴的恩典もあつたことだろう。

移配蝦夷支配に苦慮していた国家は、これら蝦夷の要求を「しぶしぶ認める形で、節会に参加させることにした。そのため蝦夷は承明門内に入ることではできず、門外でひっそりと参加するという形式になったのではなからうか。永田氏の指摘されるように、内国の蝦夷の有力集団を掌握し、支配を円滑にしようという思惑もあったと考えられよう。

四、入京越訴との関係

蝦夷が節会への参加を望んだ大きな理由に、入京越訴との関係が考えられる。鈴木氏によれば、弘仁年間には移配蝦夷の入京越訴が盛んに起こり始めた時期である。²⁸⁾

『類聚国史』弘仁四年（八一三）十一月庚午（二十一日）条

勅、夷俘之性、異於平民。雖從朝化、未忘野心。是以令諸国司勤加教諭。而吏乖朝旨、不事存恤。彼等所申、経日不理。含愁積怨、遂致叛逆。宜令播磨介從五位上藤原朝臣藤成・備前介從五位下高階真人真仲・備中守從五位上大中臣朝臣智治麻呂・筑前介正六位上榮井王・筑後守從五位下弟村王・肥前介正六位上紀朝臣三中・肥後守從五位上大枝朝臣永山・豊前介外從五位下賀茂県主立長等、厚加教諭、所申之事、早与处分。其事既重、不可輒決者、言上聽裁。若撫慰乖方、令致叛逆及入京越訴者、專当人等准状科罪。但不得因此令後百姓。

これは、播磨・備前・備中等の国の守や介の実名を挙げ、夷俘の専当国司を定めているものであるが、傍線部において、叛逆と並んで入京越訴が問題視されている。

『類聚国史』弘仁七年八月甲午朔（二日）条

勅、夷俘之性、異於平民。雖從皇化、野心尚存。是以先仰

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

諸国、令加教諭。今因幡・伯耆两国俘囚等、任情入京、越訴小事。此則国吏等撫慰失方、判断乖理之所致也。自今以後篤加訓導、有如此者、專当国司准状科处。

ここでも因幡・伯耆の俘囚が情に任せて入京し、越訴に及んだことについて、国司の監督責任を追及している。

鈴木氏は、諸国の夷俘が入京することで国司に無視された訴えの審理を求めたり、国司に下された不利な判決を覆そうとしたとされ、移配蝦夷による闘争の手段としてこれを位置付けられた。興味深いのは、以下の史料である。

『百鍊抄』天元三年（九八〇）閏三月十六日条

近江国俘囚等群參陽明門、愁申阿闍梨念禪弟子乱行。俘囚參期有限、任意入京、非無其罪。可歸本国之由被仰了。

近江国の俘囚が、阿闍梨念禪の弟子の乱行を入京して愁訴した顛末を記したものであり、入京越訴の具体例である。²⁹⁾ 重要なことは、政府はこの件に関して、愁訴そのものではなく、俘囚の参期には限りがあり、参期以外の時期に入京したことを罪としている点である。鈴木氏は、俘囚の入京越訴は受理しないという方針が九世紀からあり、この件も彼らが俘囚だったから受理されなかったのだろうと推測しておられるが、この部分を踏まえるなら、彼らの訴えが受理されなかったのは、参期を違えたためである。換言すれば、参期を守れば俘囚の訴えは受理される可能性があったことになる。

ここでの参期とは、節会参加のための入京、即ち正月七日節会と十一月豊明節会の二期であろう。つまり、移配蝦夷らは、節会入京に際して越訴を行っていた可能性が高いのである。

これを裏付けるのが、移配蝦夷の待遇改善策が出された日付と、節会の時期がよく一致する事実である。

『日本後紀』弘仁五年十二月癸卯朔（二日）条

勅、帰降夷俘、前後有_レ数。仍量_二便宜_一安置。官司百姓、不_レ称_二彼姓名_一、而常号_二夷俘_一。既馴_二皇化_一、深以為_レ恥。宜_二早告知莫_レ号_二夷俘_一。自今以後、随_二官位_一称_レ之。若無_二官位_一、即称_二姓名_一。

これは、官人・百姓が帰降夷俘を姓名で呼ばず、夷俘と号するため、以後官位があるものは官位で、そうでない者は姓名で呼ぶことを命じた、帰降夷俘への代表的な待遇改善策である。これは同年十一月壬辰（二十日）の豊明節会の十日後に出されている。

また、同年の二月戊申（二十五日）には、俘囚を賑給の対象とすることを定めている。正月七日節会から約一月半後のことである。

さらに、前述した弘仁四年における夷俘専当の設置も、十一月庚午（二十一日）である。同月のこれ以前の『日本後紀』は逸文も含めて残っておらず、豊明節が開催されたかはわからない。しかし、豊明節は通常十一月の下の辰の日、辰の日が三日あれば中の日に行われるので、開催されたとすれば戊辰（十九日）に行われたはずである。これは夷俘専当設置の二日前である。

夷俘専当の設置を待遇改善策と見なすのは、夷俘専当の職務が蝦夷への慰撫であるからである。³¹ 夷俘専当の設置は、蝦夷専用の窓口ができるに等しいのであるから、結果はどうあれ、理念的には待遇改善策と見なせよう。

このように、蝦夷の参期と政策は多くが連動しており、節会入京時における彼らの訴えが受理され、待遇改善に繋がったと考えてよいと思われる。節会入京が許可された蝦夷らは、単に節会に参加するだけでなく、当初からこのような越訴の権利が事実上与えられており、これがこそが移配蝦夷にとって、節会入京の最大のメリットであった。

国家がこのような権限を彼らに与えたのは、それだけ当時の移配蝦夷

支配が困難を極め、ある程度の譲歩が必要だったということだろう。あくまで現実問題に対応したやむを得ない措置であり、だからこそ彼らの節会参加は九世紀の儀式書には記載されていないのだと考えられる。しかし一度与えた権限を取り消すことは国家にも容易ではなく、結果として定例化するに至ったのであろう。

五、光仁・桓武朝における蝦夷支配の変質

九世紀の蝦夷の節会参加が、移配蝦夷に対する怀柔策の一環であり、現実問題への対応策であったとすれば、小帝国構造を表現する夷狄の朝貢は、宝龜五年を最期に二度と復活しなかったことになる。九世紀に至っては、もはや蝦夷の朝貢は必要とされなくなっていたということであるが、すなわちこのような国家の中華意識の変質はいつごろ、どのような経緯で起こったのだろうか。この変質は、朝貢が停止された宝龜五年頃まで遡らせて検討すべきであろう。

村井章介氏は、九世紀より新羅問題などを契機として、支配層の中に、国土を、境外を排除した閉じた空間として認識する意識が形成され、これによって、夷狄は徳化の対象から恐怖の発現へと変貌したとして、王権の国土意識と対外意識の変質を論じられた。³² 氏はこの変質を九世紀以降の問題として論じられたが、近年、その萌芽を光仁・桓武朝にまで遡及させる見解が三上喜孝氏によって提起されている。³³

三上氏は、大宰府と秋田城の四天王寺に注目され、四天王は、国土守護のための神であり、九世紀以降、新羅との対外的緊張を背景に、日本海側の諸国で四天王法が行なわれるようになるが、その端緒が宝龜五年にあるとされる。³⁴ その後も宝龜年間にはしばしば来着する諸蕃の人々を警戒しての規制が見え、日本を取り囲む蕃客や夷狄が、観念をこえて深

刻で具体的な問題となつてくると指摘される。⁵⁵⁾

同年に陸奥出羽の蝦夷の上京朝貢が停止されたのは、偶然ではなからう。新羅を中心とする外界への恐怖・警戒が、日本の中華意識を変質させ、上京朝貢の必要性を低下させたのである。

石井正敏氏によれば、宝亀年間は、諸蕃に対して今までになく強硬な華夷秩序遵守の要求がなされた時期である。⁵⁶⁾

『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)二月庚戌(十五日)条

新羅使還^レ蕃。賜^二璽書^一曰、天皇敬問^二新羅國王^一、朕以^二寡薄^一、纂^レ業承^レ基、理^二育蒼生^一、寧^二隔中外^一。王自^二遠祖^一、恒守^二海服^一、上^レ表貢^レ調、其来尚矣。日者虧^二違蕃礼^一、積^レ歲不^レ朝。雖^レ有^二輕使^一、而無^二表奏^一。由^レ是泰廉還日、已具^二約束^一、貞卷来時、更加^二諭告^一。其後類使曾不^二承行^一。今此蘭蓀猶陳^二口奏^一、理須^二依^レ例從^レ境放還^一。但送^二三狩等^一来、事既不^レ輕。故修^二賓礼^一以^レ荅^二来意^一。王宜^レ察^レ之。後使必須^レ令^二齋^一表函^一、以^レ礼進退^上。今^レ勅^二筑紫府及對馬等^一戍、不^レ將^レ表使莫^レ令^レ入^レ境。宜^レ知^レ之。春景韶和、想王佳也。今因^二還使^一附^二荅信物^一。遣書指不^二多及^一。

新羅使が帰国する際、その無礼を強く糾弾したものであるが、石井氏は、この時期の新羅王が日本の希望する表文を提出するわけがなく、それを国家も十分に承知していたとし、それをあえて求めているということとは、新羅外交継続を望んでいないという意志の表れであると述べられる。一見、強硬に華夷秩序遵守を要求しているようにみえながらも、その実は華夷秩序の放棄に他ならないというわけである。

また、少し時代は下るが延暦十九年(八〇〇)、大隈・薩摩での班田制の前面導入をきっかけとし隼人の朝貢も停止される。⁵⁷⁾班田制の導入という契機はあるにしても、朝貢が必要とされなくなったという点で、蝦夷

九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義

と新羅、隼人へのこの政策には共通点がある。その後は畿内周辺に居住する隼人を儀式に参加させるようになるが、鈴木氏はこの代替行為を、極めて矮小化された中華思想の現れと評価される。⁵⁸⁾

しかし本稿で明らかにしてきたように、蝦夷の節会参加は国家の強制した服属行為ではなく、現実問題に即した懐柔策であると考えられる。この点を踏まえるなら、九世紀の国家は、そもそも夷狄を朝貢させ、帝国構造を維持しようとする意識を失っているのではあるまいか。

隼人の場合、朝貢は停止されても儀式への参加は継続するし、同じく異風を以て儀式に参加する者に吉野国栖がおり、一見すると依然日本型華夷秩序の可視化が目指されているようにみえる。隼人は吠声などの呪術的な奉仕を行い、吉野国栖も国栖奏として風俗を奏するからである。しかし、これらの行為が開始当初服属儀礼的な意味を持つていたとしても、それが儀礼化・定式化された後もその意義を保ち続けたかどうかは別の問題である。これらは天皇や貴族にとつて儀式を構成する重要な要素であり、華夷秩序の維持が目指されなくなり、服属儀礼が必要とされなくなっても行為そのものは残存したのではないかと推測する。⁵⁹⁾

おわりに

以上、蝦夷の宮廷儀礼での役割の変質を考察しながら、九世紀における蝦夷支配の変質について論じてきた。

九世紀以降における節会への参加は、服属儀礼を行わせるための強制参加ではなく、彼らを慰撫し、越訴の機会を設けることで、当時乱れていた移配蝦夷支配を安定させるための懐柔策であった。その背景として、宝亀年間頃から排外意識が高まり、蝦夷に対する忌避観が強まった結果、帝国構造を維持しようとする観念は希薄となり、蝦夷の朝貢(服属儀礼)

の必要性が低下したことが考えられる。夷狄の消滅は事実ではないが、夷狄の夷狄たる価値が低下してゆくの、九世紀以降の国家の夷狄観ではなからうか。

論じ残した点も多いが、ひとまず論を閉じ諸氏の御批判を乞いたい。

注

- ① 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）、石母田正『日本古代国家論』V-VII章、(岩波書店、一九七三年)。石上英一「古代国家と対外関係」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』古代2、東京大学出版会、一九八四年)。
- ② 熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四、一九九二年)。
- ③ 湖原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷支配」(『日本史研究』五〇八、二〇〇四年)等。
- ④ 蝦夷と俘囚の差異については別稿準備しており、ここでは触れない。
- ⑤ 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『日本古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年)、熊谷公男「蝦夷の誓約」(『奈良古代史論集』一、一九八五年)、同「蝦夷と王宮と王権と」(『奈良古代史論集』三、一九八七年)。その他主なものとして、中村英重「渡島蝦夷の朝貢と交易」(木本好信編『古代の東北』高松書店、一九八九年)、武廣亮平「渡嶋エミシの朝貢とその展開」(天野哲也編『古代蝦夷からアイヌへ』吉川弘文館、二〇〇七年)等がある。
- ⑥ 林屋辰三郎「古代芸能の儀礼化と伝承者」(『中世芸能史の研究』岩波書店、一九六〇年)。弓野正武「俘囚見参考」(『古代文化』三三三、一九八一年)。以下特に断らない限り、両氏の見解はこれらの論文による。
- ⑦ 永田一「俘囚の節会参加について」(『延喜式研究』一三三、二〇〇七年)。
以下、永田氏の見解は特に断らない限り本論による。鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)。
- ⑧ 前掲注⑦、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」。

- ⑨ 『続日本紀』宝亀五年(七七四)正月庚申(二十日)条。
- ⑩ 両条とも『類聚国史』卷一九〇、風俗部俘囚。引用史料は、特に断らない限り新訂増補国史大系大日本古記録、故実叢書本に拠った。また前後を省略して引用している場合はいちいち注記せず、文中の省略のみその都度記した。割書は◇で示した。
- ⑪ 『日本後紀』弘仁三年(八二二)年正月乙酉(二十六日)条。
- ⑫ 『類聚国史』卷七二、歳時三。
- ⑬ 前掲注⑦、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」、同永田一「俘囚の節会参加について」等。
- ⑭ 「特列末位」は、前田家本では「持到来位」であり、国史大系本をはじめ、諸氏はこれを採用しているが、これでは意味が判然としない。『法曹類林』同卷公務五、随考内外可授位事には、割書で傍線部が引用されており、そこではこの四字は「特列末(朱を意改)位」となっている。そのため底本の字とは異なるが、本稿では意味を考慮してこちらに改めた。
- ⑮ 第一節に掲げた『続日本紀』和銅三年(七一〇)正月壬子朔(一日)・丁卯(十六日)条のほか、神護景雲三年(七六九)正月丙戌(十七日)条、宝亀三年正月丁酉(十六日)条、宝亀五年正月丙辰(十六日)条にも節会での叙位が見える。
- ⑯ 饗場宏・大津透「節禄について」(『史学雑誌』九八・六、一九八九年)。
- ⑰ 神谷正昌「内裏式」と光仁期の儀式」(『國學院大學大学院紀要 文学研究料』二一、一九八九年)。
- ⑱ 前掲注⑤、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」。
- ⑲ 青森県史編さん古代部会編『青森県史 資料篇 古代1』(青森県、二〇〇一年)。
- ⑳ この時期の移配蝦夷支配に関しては、熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年)に詳しい。
- ㉑ 鈴木氏は、これ以前の俘囚は特に優遇されることなく、一般公民と同等に扱われていたことを指摘された。「蝦夷の入京越訴」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年)。
- ㉒ 以後『類聚国史』卷一九〇、風俗部俘囚の記事の場合、巻・部は省略す

る。

- ⑳ 今泉隆雄「律令国家とエミシ」(『新版 古代の日本9 東北・北海道』角川書店、一九九二年)。
- ㉑ 拙稿「俘囚身分の成立過程」(『続日本紀研究』三七三、二〇〇八年)。
- ㉒ これは、いわゆる「夷を以て夷を制す」という国家の方針として、弘仁二年(八一二)の征夷において国家側に見られた「俘軍」と同様に捉えられることが多いが、『類聚国史』弘仁五年二月癸巳条では、「出雲国俘囚吉弥侯部高来・吉弥侯部年子、各賜_二稻三百束_一。以下_下遇_二荒檀之乱_一妻孥被_レ害也。」とあり、俘囚側の人間が巻き込まれて殺害されている。乱の背景に俘囚同士での対立があった可能性はありと考える。
- ㉓ 前掲注③、測原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷支配」、前掲注②、鈴木拓也「蝦夷の入京越訴」。
- ㉔ 前掲注⑥、弓野正武「『俘囚見参』考」、前掲注⑦、永田一「俘囚の節会参加について」。前掲注②、鈴木拓也「蝦夷の入京越訴」。
- ㉕ 前掲注②、鈴木拓也「蝦夷の入京越訴」。
- ㉖ 関連史料として、『日本紀略』天元三年閏三月己未(十六日)条がある。近江国俘囚等群_二参陽明門外_一、愁_下申為_二阿闍梨念禪弟子_一毘_二損俘囚首_一事_上。
- ㉗ 『類聚国史』卷九、神祇九、新嘗祭、弘仁五年十一月壬辰(二十日)条。
- ㉘ 『類聚国史』弘仁七年八月甲午朔(一日)条。
- ㉙ 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』八四七、一九九五年)。
- ㉚ 三上喜孝「光仁・桓武朝の国土意識」(『国立歴史民俗博物館研究報告』

一三四、二〇〇七年)。以下特に断らない限り氏の見解は本論による。

- ㉛ 『類聚三代格』宝龜五年三月三日太政官符
如聞、新羅兇醜不_レ顧_二恩義_一、早懷_二毒心_一常為_二咒咀_一(中略)宜_レ令_下太宰府直_二新羅国_一高顯淨地奉_レ造_二件像_一攘_中却其災_上。
- ㉜ 例えば、『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)七月丁丑(十五日)条、同十一年七月戊子(二十六日)条など。
- ㉝ 石井正敏「光仁・桓武朝の日本と渤海」(同著『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年)、初出、一九九五年。
- ㉞ 永山修一「隼人支配の特質」(同著『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年)、初出、一九九二年。
- ㉟ 前掲注⑦、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」。
- ㊱ そもそも、王民であっても、陰陽師等、特殊な能力で国家に奉仕する者はおろ、吠声に代表される隼人の特殊な能力が夷狄ゆえのものであるとは限らない。朝貢することもなく、南九州の隼人が「消滅」したとされる九世紀において、彼らの特殊能力が夷狄性と切り離されていたことは十分にあり得ると考える。

(本学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)

〔付記〕

本稿は、平成二三～二四年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。